

**VICTIMS of CRIME
ASSISTANCE TRIBUNAL**

P1 (左から)

利用できる支援にはどんなものがありますか？

関連被害者

- ・ 当審判機関では、死亡により経験する苦痛、合理的なカウンセリングサービス、医療費、葬儀費及び被害者からの経済的支援の喪失について、最大\$50,000 を支給します。
- ・ 複数の関連被害者が支援申請をする場合、例外的な状況がない限り、支払い可能な支給額は\$100,000 以下となります。

関連被害者の申請についての審問

1 件の死亡に関する関連被害者の申請はすべて、メルボルン治安判事裁判所の同一の治安判事による審問の対象となります。

葬儀費用のみ

- ・ 当審判機関に葬儀費用のみの払い戻しを申請することができます。

支援についての制限

特別な経済支援及び苦痛に対する給付の場合を除き、当審判機関では、下記の額の総額を考慮に入れて、その総額まで、支給額を減額することとなります。

- ・ 一般法により申請者が回復した損害賠償額
- ・ 申請者が受け取る補償、援助、その他の種類を問わず、申請人が受領した給付金。

申請者がまだ受けとっていないものの、受け取る権利がある権限も考慮に入れることができる。

警察へ供述していない場合

- ・ 支援法は、申請者が、暴力行為について合理的な期間内に警察に通報し、警察による容疑者の捜査及び起訴に、合理的援助を行うことを求めています。
- ・ これを怠った場合、当審判機関では、やむを得ない特別な状況がない限り、援助の提供を行うことはできません。(第 52 条)
- ・ 警察への通報を行わなかった十分な理由となる特別な状況に置かれていたこともあるでしょう。特別な事情があるかどうかは、治安判事裁判所が各件について検討します。

当審判機関では以下の事項を検討する必要があります。

- ・ 申請者又は死亡した第一次被害者の犯罪歴
- ・ 申請者又は死亡した第一次被害者の行為及び彼らの行為が暴力行為を挑発しなかったか又は傷害に寄与していないか

容疑者への通知

当審判機関では、容疑者としてその氏名が示された者に、その申請にかかる審問を告知するのが適切か否かを審理することができます。

容疑者への通知

- ・ 当審判機関では、容疑者に通知する前に、その容疑者に通知する当審判機関の意図を、書面で申請者又は法的弁護人に通知します。
- ・ 当審判機関では、申請者が通知をしてほしくない理由について意見を提示するための期間として、21日間の猶予期間を与えます。当審判機関は、最終決定を下す前に、その意見を検討します。
- ・ 当審判機関が容疑者に通知することを決定した場合、申請者に対し、その決定について知らせるとともに、申請者がその申請を継続する意思があるか否かについて、意見を求めます。

給付決定

暫定給付

- ・ 申請の提出後いつでも、申請の最終決定前に、緊急の必要を充たすため、暫定給付をすることができます。
- ・ 暫定給付を希望する申請者は、申請書に加えて、被害者証（警察が発行）か、若しくは警察の調書の写し、又は家庭内暴力の告訴状及び召喚状の謄本、を提出する必要があります。
- ・ カウンセリングのための暫定申請は、「2003年9月発付の、『実務及び指示』」に適合している必要があります。
- ・ 例：安全な住居、カウンセリング、転居、学校の制服、葬儀のための旅費

審問を行わない決定

- ・ 法律により、申請者は審問を行わずに決定してもらう申請として指定することが許可されています。これを、第33条決定といいます。

本審判機関は、

- ・ 申請者に給付の受給資格があること
- ・ 申請者が受給資格がある援助額

について判断するために当審判機関がしなければならない認定を明確に裏付ける資料が、当審判機関に提

出されている場合、この審問を伴わない方法により申請について決定を下すのが適切であると判断することができます。

審問による裁定

- ・申請者が第 33 条決定を要請するか又は当審判機関の委員がさらに情報を求めた場合、申請者は審問のためのリストに掲げられ、申請者は出席を求められます。
- ・審問は、裁判所での審問ほど正式なものではありません。申請者は、法的弁護人とともに出席することもできますし、自分だけで出席することもできます。当審判機関は、証拠に関するルール又は実務に縛られることはありませんが、当審判機関が適切と考える方法で情報を得ることができます。証人が召喚され、反対尋問が行われる場合もあります。

給付金額の変更

- ・被害者は、支援法により、自らの有利になるように、当審判機関に給付額の変更を申請する資格を有します。
- ・この資格は、最初の給付額が支給された日から 6 年間有効です。申請者が給付時に 18 歳以下の場合、24 歳までとなります。
- ・変更申請は、裏付け資料を添えて書面で当審判機関の登録係に提出する必要があります。
- ・変更を要請するには、暴力行為と支援を拡大する必要性について、つながりを示す必要があります。

給付金の変更

- ・当審判機関では、通常、変更申請については審問を行わず決定しますが、変更の内容が複雑であるとき、又は重要な争点について議論すべきときには、短い審問を行うためのリストに、変更申請を載せることがあります。
- ・当審判機関による決定は、申請者、治療士、申請者の法的弁護人のうち、変更申請を提出したいいずれかの者に通知されます。治療士に対しては、通常、必要な治療が完了したときに、その請求書を当審判機関に送り、直接支払いを受けることが推奨されます。

問い合わせ

犯罪被害者支援に関する審判機関 (Victims of Crime Assistance Tribunal)

Level 2, 233 William Street, Melbourne Vic 3001

GPO Box 882G, Melbourne Vic 3001

電話: (03) 9628 7855

フリーダイヤル: 1800 882 752

Fax: (03) 9628 7583

ウェブサイト: www.vocat.vic.gov.au

犯罪被害者支援に関する審判機関

P2

犯罪被害者支援に関する審判機関は、ヴィクトリア州内で発生した暴力犯罪の被害者への経済支援の必要を認め、その支援を提供する目的で設立されました。

申請者が、労働局や TAC など、他から支援を得られる場合、当審判機関としては、当審判機関に申請を提出する前に、それらの手段による支援を申請されることをお勧めしています。

- ・ 当審判機関の手続きは、申請者が「支援申請書」を提出した段階で開始します。
- ・ 当審判機関が、特別な状況により受け入れるべきと判断した場合を除き、申請は暴力行為が起きた時点から 2 年以内に行わなければなりません。
- ・ 期間外に申請を提出するには、申請が遅延した理由について詳細な説明を加え、延長申請書を添付する必要があります。
- ・ 当審判機関に申請するのに、暴力行為に関連して誰かが起訴されるか、有罪判決を言い渡されていることは不要です。

申請資格があるのはどんな人か？

申請者は、以下を除く犯罪の被害者です。

- ・ 犯罪被害者が子どもの場合、その親や子どもの保護者、又は当審判機関が適切な者と考えて選任した人が、子どもに代わって申請することができます。
- ・ 申請資格を有する者が、1986 年後見管理法（Guardianship & Administration Act）の意義の範囲内で後見に服している場合、その者に代わって、指名されている後見人又は管理者が申請を行うことができます。
- ・ それ以外にも、申請資格があるが、申請するために援助が必要であると当審判機関が判断する人については、当審判機関が適任と考える人物が代わりに申請を行うことができます。

暴力行為

- ・ 犯罪行為又は関連する一連の犯罪行為
- ・ ヴィクトリア州内で発生した暴力行為であること
- ・ 収監刑で処罰可能な暴力行為であること

- ・ 暴行、傷害及び傷害の脅迫に係る暴力行為及び
- ・ 性的暴行、ストーカー行為、誘拐を含む行為
- ・ 一人に対して実行された関連犯罪行為は、1 個の暴力行為を構成します。
- ・ 当審判機関には、財産に関する物的損失又は損害（又は盗難にあった現金の払い戻し）を行う権限はありません。

傷害

- ・ 実際に身体に受けた傷
- ・ 精神的病又は障害
- ・ 妊娠
- ・ 暴力行為に起因する上記のいずれかの組み合わせ

第一次被害者

第一次被害者は、以下の行為の結果として傷害を負った人又は死亡した人を指します。

- ・ 被害者に対して行われた暴力行為
- ・ 合理的な根拠に基づき、ある者が暴力行為を行ったと信じて、その者を逮捕しようとした行為
- ・ 暴力行為を阻止しようとした行為
- ・ 暴力行為の被害者と信じてその者を援助又は救助しようとした行為

支援の種類

第一次被害者支援

当審判機関では、以下の費用を負担することになるか（又は負担することになる見込みが高い）場合、その費用を補うために最大\$60,000 の支援金を支払うことができます。

- ・ 適切なカウンセリングサービス
- ・ 暴力行為の直接的な結果として発生した医療費
- ・ 最大\$20,000 の賃金損失
- ・ 事件発生時に着ていた衣服の損失又は損傷
- ・ 第 8 条(3)による回復を促進するための費用

費用に関する証拠についての要件

身体的傷害

- ・ 申請者が身体的傷害に対する援助を求める場合、その裏付けとして医療上の証拠が必要になります。当審判機関は、公共医療機関の診療記録を入手することができます。
- ・ 申請者は被った傷害、そのために要した治療、暴力行為との関連性についての、医師又は歯科医による

報告書を提供しなければなりません。

心理的傷害

- ・申請者が心理的傷害について主張する場合、申請者は「2003年9月発付、『実務及び指示』」に従って、資格のある臨床心理士又は精神科医による報告書を提出する必要があります。
- ・申請者が費用についてのみ支給を求める場合は、暴力行為の結果として治療又はカウンセリングが必要だということを示す医療上および心理的な証拠があれば十分です。

回復支援に分類される費用にはどんなものがありますか？

- ・支援法の第8条(3)、第10条(3)、第13条(4)によれば、「例外的な場合」には、当審判機関は被害者が暴力行為から回復するための援助金を提供することができます。この規定によって支払われる額についても\$60,000の制限額が適用されます。治安判事は、例外的な事態が存在するかを各事件ごとに判断するので、申請者の回復を本当に助ける費用であるということを示す証拠がなければなりません。
- ・過去に認められた例には、住居のセキュリティシステム、窓に取り付ける鍵、引越し費用、被害回復のための指導、その他の教育費用などがあります。

特別経済支援

- ・第一次被害者のみが利用可能です。(第8A条)
- ・特別経済支援の最小額は\$100.00、最大額は\$7,500.00です。被害者が受け取る額は、負った傷害および犯罪の結果として受けた重大な悪影響の程度、年齢や障害などの申請者の個人的な状況によって決まります。
- ・子どもに対する性的虐待の場合は例外として、特別経済支援は、2000年7月1日以降に発生した暴力行為についてのみ利用できます。

分類(カテゴリ)と給付レベル

分類(A - D) 暴力行為と暴力行為のクラス 給付レベル(最低額 - 最高額)

A 以下の犯罪行為に関係する犯行: \$3,500 ~ \$7,500

- ・性的挿入行為
- ・謀殺未遂

B 以下の犯罪行為に関係する犯行 \$1,000 ~ \$2,500

- ・性的挿入未遂
- ・わいせつ行為又は強制わいせつ
- ・凶器を使った強盗および加重 burglary

(加重 burglary - 窃盗、暴行又は建造物損壊若しくは建造物内の財産損壊等の)

目的での住居侵入に、火器、凶器、爆発物等を利用する行為)

- ・性的挿入を目的とする人の自由の剥奪又は人の解放について身代金を要求することを目的とする自由の剥奪

C 以下の犯罪行為に係る犯行：\$500～\$1,000

- ・死の脅迫を与える行為
- ・生命を危険にさらす行為
- ・重大な障害を加える行為
- ・強盗

D 以下の犯罪行為に係る犯行：\$100～\$500

- ・傷害の脅迫
- ・暴行
- ・暴行未遂
- ・人の自由の剥奪行為

第二次被害者

- ・第二次被害者とは、暴力行為の現場に居合わせ、その行為を目撃した直接的な結果として傷害を負った人のことを指します。
- ・18歳以下の自分の子どもが暴力行為の被害者となっていることを知った直接的な結果として傷害を負った人も第二次被害者となります。

どんな種類の支援が利用できるか？

第二次被害者支援

- ・当審判機関は、合理的なカウンセリングサービス費および医療費として負担した（又は負担する見込みのある）費用について最大\$50,000まで援助金を給付することができます。
- ・収入の損失について、最大\$20,000が支給されますが、これは例外的な事態のみに適用されます。
- ・特定の第二次被害者の中には、回復を援助するための費用の受給資格がある場合があります。

関連被害者

関連被害者とは、暴力行為の時点で、その行為の結果死亡した人と以下の関係にあった人のことを言います。

- ・近親者
- ・扶養家族

- ・ 親密な個人的関係にあった人

関連被害者の定義

関連被害者とは次の人を指します。

被害者の死亡時点で、被害者と本当に個人的関係があり、以下に当てはまる人

- ・ 被害者の配偶者
- ・ 被害者の親、後見人、継父母
- ・ 被害者の子ども又は継子、被害者が後見人であった子ども
- ・ 被害者の兄弟姉妹、又は義兄弟、義姉妹

親密な個人的関係は、性的関係があった場合に限りません。